

会社法の論点解明(九)

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稲葉 威雄

目次

はじめに	
I 一般私法の一環としての会社法	
II 立法過程に関する問題	
一 立法の基本	
二 そのためのシステム——法制審議会と意見照会	
三 歴史の重み	
四 拙速の立法	
五 手続(多角的検討)の重要性	
六 法務省令の制定過程——会社計算規則の意味(以上二四五号)	
III 会社法の理念と体系	
一 社会生活を規律する道具としての会社法	
二 理念の整理と体系化	
三 規制緩和の意味	
四 会社類型の整理(その一)——株式会社	
社への統合	
五 株式会社の特徴	
六 会社類型の整理(その二)——持分会社という区分(以上二四六号)	
七 会社に関する制度・規定の整理のあり方(以上二四七号)	
八 法律(条文)の分かりやすさ・分かりにくさ——内容	
九 法律(条文)の分かりやすさ・分かりにくさ——表現・文言(以上二四八号)	
一〇 会社法と法務省令(以上二四九号)	
IV 会社の区分	
一 問題の所在——歴史的経過	
二 会社の種類と区分の意味	
三 株式会社の特徴と実態	
四 株式会社の種類化の問題点(以上二五〇号)	
五 会社法における株式会社の種類——定義	
義の定めがあるもの	
六 株式会社の種類構成に関する類型の設定(以上二五〇号)	
V 社員(株主)有限責任を支えるもの	
一 問題の所在	
二 資本の意味	
三 会社法における資本に関する処理の論点(以上二五二号)	
四 剰余金払戻規制	
(1) 払戻規制	
(2) 剰余金額	
(3) 剰余金の処分	
(4) 分配可能額	
(5) 法務省令による払戻規制のあり方	
(6) 分配(配当)規制違反の行為の効果	
(7) 責任の内容	
五 計算の適正とその開示(以上本号)	
六 合同会社	

V 社員(株主)有限責任を支えるもの(続き)

四 剰余金払戻規制

(1) 払戻規制

剰余金払戻規制は、株主と債権者との利益調整の基本的な手段の一つである。つまり、債権者のために株主に留保されるべき財産の額を超えた額がなければ、株主への会社財産の払戻しは許されないとするものである(注1)。このことを定める規定が、四六一一条である。剰余金の額は、四四六条で定められており、この額を前提にして四六一一条二項で分

配可能額を定めるといふ二段構造がとられている。剰余金の配当の根拠規定は、四五三条であるが、その配当の限度は、四四六条の剰余金額ではなく、四六一一条の配可能額である。

(注1) この払戻規制の基準につき、日本の伝統的(あるいは大陸法的)な会社自体の資本・準備金額等を基本にするのではなく、アメリカ法が認める債務弁済の見込みや純資産・負債比率、流動資産・負債比率等を基準とする方式も考えられることは既述のとおりであるが、会社法はそれを採用したわけではない。

会社法は、四六一一条一項八号の剰余金の配当(四五三条・四五四条)のほか、同項一号から七号までの自己株式の取得(注2)について、同条二項に定める配可能額を超える支出をしてはならない、と定めている。さらに、取得請求権付株式の取得請求(一六六条一項)、取得条項付株式の取得(一七〇条五項)についても、取得対価が配可能額を超えているときは、その効力を生じない、と定められていて、同じ財源規制に服する。株主からの株式の取得(自己株式の取得)も、それが有償でされるときは、株主への会社財産の払戻しという面では配当と変わり

はない(注3)。その意味で、四六一一条二項は、配当可能額とはいわず、配可能額という語を用いている。

(注2) ①譲渡制限株式の譲渡承認を拒んだ場合の買取り(二号)、②一六三条による子会社からの取得・一六五条による市場取引等による取得(二号)、③一五七条による取得(三号)、④一七三条による全部取得条項付種類株式の取得(四号)、⑤一七六条の相続人等に対する売渡請求に基づく買取り(五号)、⑥一九七条の所在不明株主の株式の処分のための買取り(六号)、⑦二三四条の端数株式の処分のための買取り(七号)である。

自己株式の取得は、①資本の空洞化、②相場操縦・内部者取引等の証券取引上の弊害、③経営歪曲化の道具とされるおそれ等の弊害があるとして、かつては厳しく制限されていた。しかし、自己株式取得は剰余金払戻規制の対象とすることによって、原則自由とされた。この規制は、専ら①の資本空洞化防止のための対策である(②については、金融商品取引法による規制に委ねられるともに、③も含め、会社法上は、処分株式の募集や取締役の責任の問題として処理することになる)。

しかし、株主の買取請求権(一六六条・四六九条・七八五条・七九七条・八〇六条等)に基づく自己株式の取得については、剰余金規制の対象外である(これは、従来からの取扱いである)。会社法は、総会決議によって、

株主の権利を害するおそれのある行為をする余地を大幅に拡大しているが、その正当化事由は、この株式買取請求権の存在であるように思われるが、その実効性には問題がある。量的に多くなる危険もあり(特に組織再編で総会決議不要とする場合が拡大されたが、その場合も買取請求は認められる)、処分時期の制限もなくなっている。本来であれば、このような制度変更を踏まえて、買取請求に基づく自己株式取得についての取得は、制約しない、という取扱いを維持することで問題はなにかどうかを検討すべきであった。

(注3) 自己株式の取得による払戻しは、一部の株主に対するもので、配当のように全株主に均填されるものではないという問題はある。それが、一六〇条の定めによる取得の場合だけの問題かどうかは疑問である(市場で取得する場合の株主への情報提供等)。その意味で、配当のほかに、株主との合意での自己株式の取得によって剰余金の払戻しを一般に取締役会限りで決定できることを許容した四五九条一項一号の定めには、これを財源規制の問題だけと考えてよいかという疑問がある。もっとも、伝統的に公開会社について広く第三者割当ての株式募集を取締役会限りですることが認められていることとのバランスという問題はあ

る。会社法における自己株式の取得規制に関する問題点を指摘する最近の論稿として、森本 滋『自己株式の取得

規制』金融法務事情一八二一三六頁がある。

債権者のために留保しなければならぬ財産額を超える純資産についてだけ、株主への会社財産の払戻しが許される。その留保すべき財産の基準につき、従来は、まず資本・準備金を純資産から控除した額という計算方式を法律上採用して(改正前商法二九〇条)、資本の機能が極めて明確に示されていたが、会社法の下での法務省令の定めは、そのことを明確に示すものにはなっていない(注4)。

(注4) もっとも、四四六条一号の規定自体は、資産額プラス自己株式の帳簿価額から、負債額と資本・準備金額を差し引いている。この場合の資産額から負債額を差し引いたものが、純資産額で、これから資本・準備金額を控除するというのは、改正前の考え方と一致する。しかしながら、これらの項目が、法務省令によって、消除されて、省令上の概念であるその他資本剰余金とその他利益剰余金とが、配当できる財産額(剰余金額)の出発点とされている。

(2) 剰余金額
剰余金計算と払戻(分配)規制とは、四五三条と四九一条の規定上法律の条文だけでなく、法務省令の規

定を参照すべきものとされている。そのことも煩雑だが、それはさておいても、法律と省令との関係条文を一読しただけでは、その構造を容易に理解することができない。条文が整理されておらず、一読して頭に入らない。何でもありの法制（たとえば、金庫株・減資等の剰余金組入れ・随時配当・臨時計算書類等）にしたツケであるとともに、前から問題にしているとおり、条文の表現が明晰でない（カッコ書のある条文について、そのカッコ内の記述を読み直してみれば、その意味が分かるはずである）。

最終的には、法務省令を参照しない限り、その内容の概要さえ推察できない（法律の規定が全く無意味なものにされている）という法令の根本的な構造の問題点（法律で定めるべき事項とは何か、配当規制を法務省令に白紙委任してよいのか、という問題）がある。これは、会社法を含め、私人間の法律関係に関する一般私法（業者規制ではない）のあり方についての基本認識にかかわる（これほど難解でよいのか）。

したがって、ここでは、今の時点での一応の私の理解とそれに基づく疑問を提示しているが、理解のため

の能力不足・一知半解による誤解の危惧を禁ずることができない（読者諸賢のご叱正をぜひお願いしたい）。

剰余金額は、四四六条が定めるが、一号から四号までの合計額から五号から七号までの合計額を差し引いた額とされている。まず、その一号が定めるところによれば、決算期（事業年度の末日）現在の同号イ＋ロ（八十二）から、さらにホとして計算規則一七七条所定額を減ずることになっている。計算規則一七七条所定額は、イ・ロの合計額からハ・ニとその他資本剰余金とその他利益剰余金の額の合計額を減じた額である。マイナスが二乗されると、プラスに転ずるから、結局その他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額だけが残る（注5）。

（注5） これでは、四四六条一号という法律の定めの意味は、説明できない。そして、具体的にこの定めが何を意味するかは、株式会社貸借対照表の「純資産の部」の勘定科目を確認することによって理解するほかない。貸借対照表の借方（左側）は資産の部であり、これに対応する（資産の源泉の内訳の）貸方（右側）は負債の部と純資産の部とに分かれる（計算規則一〇五条）。資産の部計上額から負債の部計上額を控除した額相当額が、純資産の

部に計上されている。この純資産の部の記載は、①株主資本、②評価・換算差額等、③新株予約権に区分される（計算規則一〇八条一項）。株主資本は、①資本金、②新株式申込証拠金は、③資本剰余金、④利益剰余金、⑤自己株式、⑥自己株式申込証拠金に分かれる（同条二項）。このうち自己株式は控除項目である。資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金とに（同条四項）、利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金とに（同条五項）区分される。結局、その他資本剰余金とその他利益剰余金は、純資産の部計上額から上述のその他の項目（資本金等）に計上された額を控除した額ということになって、資本や準備金の額に相当する財産は、剰余金計算から除外され、純資産として会社に留保されることになる。なお、資産額から負債額を差し引いた額（純資産額）がマイナスであれば、純資産の部の計上額もマイナスになるが、そのマイナスはその他剰余金の項目が引き受けるのが原則である。

四四六条二号以下は、決算期後の貸借対照表上の係数を変更させる行為による剰余金額の変動である。二号が自己株式の処分による変動であるが（自己株式処分の対価から自己株式の帳簿価額を控除した額が増加する）、自己株式は控除項目とされたのが、処分によってその控除

が解除されるから（資産額は処分の対価分増加する）、それだけその他資本剰余金が増加することになる。結局、剰余金額増加額は、処分の対価全額ということになるのであろう。三号・四号は、資本・準備金からその他剰余金への振替わりである。ここまですべて剰余金の増加項目である。

五号以下が、控除（減額）項目である。五号の自己株式の消却は、控除項目（自己株式）の減少による増加が生ずる一方で、対価は流入しないから、その分減額補正する必要がある。六号の配当は、会社財産の株主への払戻しそのものであるから、その分剰余金額が減少するのは、当然である。

七号の具体的内容は、計算規則一七八条に定められている。その一項が、決算期後の変動額（控除額）について定める（一号から三号までの合計額から四号・五号の合計額を控除した額。一七七条と同じく、一・二・三号が実質減少額、四・五号の控除額は、二度控除されることによるプラスに転ずる実質的増加額である）。

すなわち、四五〇条・四五一條により剰余金を資本・準備金に組み入

れた額（二号）、四四五条四項により配当の際に準備金に計上した額（二号）、吸収型再編受入行為に際しての四四六条二号の自己株式処分額（三号）が、剰余金の減少額である。剰余金が増加するのが、吸収型再編受入行為に伴う資本剰余金差益・利益剰余金差益（四号）、計算規則四四四条によるその他資本剰余金の増加額（五号）（注6）である。

（注6） 計算規則四四四条は、現物出資をした発起人が不足額支払義務を履行した場合（五二条二項）、不公正な価格で株式・新株予約権を引き受けた者の責任を履行した場合（二二条一項一・二八五条一項一）、株式・新株予約権に関する現物出資不足額支払責任を履行した場合（二二条一項二・三八五条一項二）は、その他資本剰余金を増加させるものとしている。このうち、不公正価額発行の場合とはともかく、不足額支払義務の履行は、資本充実の填補である（現物出資財産の評価額を減価し、それをこの支払金で賄うことにすべきものである。つまり、現物出資財産とこの不足額支払金とが合わさって資本金を形成する。それだと資本を超える資産の増加はないはずである）。また、資本欠損があるときは、まずその填補に充てられるべきものであって、一律にその他資本剰余金に計上すべきものとする処

理には疑問がある。これは、取締役等の不足額支払責任（五二条一項三項・二二三条・二八六条）についても、同じ性格をもつはずであるが（少なくとも損益取引とするのは適当でない）、その扱いは、はっきりとはしない（五二条一項の責任のうち、計算規則四四四条がカバーするのは、現物出資をした当該発起人の責任履行についてだけである）。

計算規則一七八条二項は、また最初の事業年度を経過していない会社の剰余金額の期中の変動額（控除額）について定めるものである。組織再編がらみの会社についてのみ考えられる事態であろうが、稀な事象であり、あえて規定すべき事項かという思いがする（解釈によつて賄えるのではないかと考えられる）。

（3） 剰余金の処分

この剰余金の使用については、四五三条において、株主に対して配当をすることができる旨について定めるほか、資本増加（四五〇条）および準備金増加（四五一条）のための使用、剰余金項目の変動処分（四五二条）について定められている。剰余金額の定めは、特にこの額を定める意味をもつと考えられる（配当については、剰余金額そのものではない

く、四六一条の分配可能額によつて規律されるから、四五三条の規定がもつ意味にも、疑問がある）。（注7）

この場合の自己株式の帳簿価額の合計額が問題で、剰余金額算定については増加（加算）項目とされる（四四六条一・二号）が（もつとも、計算規則一七七条の規定によつてこの項目が消除されて、結局その他資本剰余金とその他利益剰余金合計額が剰余金額になることは、前記のとおりである）、分配可能額の算定の際には改めてこれを控除すべきものとしている（四六一・二条三項）。現に株主に払い戻されている金額を剰余金として認識すべきものとするのが正当かどうかという疑問がある。

四五〇条二項と四五一条二項は、資本増加や準備金増加は、剰余金の額を限度とする旨の定めであるが、当然のことであつて、このような規定をおく実益は、疑わしい。この資本増加に用いる剰余金を資本剰余金に限定する計算規則四八条一項二号のカッコ書の定めについては、前に述べた。これらの規定の整理（節・目等の区分、配列等）が、いかなる思想に基づくものかは、明確に理解することが困難である（注8）。

（注8） そもそも、株式会社に関する五章「計算等」は、六節に分かれる。一

節が「会計の原則」であり、四三一条の二節が会計帳簿・計算書類・連結計算書類の三節に分かれる。ここまで、特に疑問はないが、三節の節名は「資本金の額等」で、その一款総則に「資本金・準備金の額に関する基本規定の四四五条と上記の剰余金額に関する四四六条がある。二款が「資本金の額の減少等」で、同名の一目があり、総会決議による資本金・準備金の減少と債権者保護手続について定める。二目「資本金の額等の増加」は、総会決議（取締役の決定による）ができる場合がある。による剰余金の資本・準備金への組入れの規定である。三目「剰余金についてのその他の処分」は後記四五二条一・二款からなる。四節「剰余金の配当」は、冒頭が上記四五三条の定めで、続いて配当決定事項、現物配当の扱い、かつて利益利息配当支払法で定められていた配当の持参債務性に関する四五七条の規定、その後が、純資産額が三〇〇万円未満の会社の配当禁止に関する四五八条である。五節が「剰余金の配当等を決定する機関の特則」、六節が「剰余金の配当等に関する責任」である。剰余金の使用に関する規定は、節等が分けられていて、その配列の基準ははっきりしない。

剰余金の配当という規定はあるが、実際に分配が許容される金額は、剰余金額を増減した分配可能額（四六一・二条）である。ともかく、資本金・準

備金の減少について使途を定めず（なお使途として払戻しと定めても、資本欠損の場合には払戻しが認められるものではない）、剰余金とすることを認めたこと、取締役限りの資本金・準備金の減少を許容したこと（四五九条における特則の範囲も、問題である）、剰余金の使用という脈絡での条文の整理が不十分であること（四五〇条以下をその趣旨で一つにまとめることもできたはずである）、五節を独立の節とする意味・趣旨等は、大いに疑問である。会社法の委任に基づくはずの計算規則にいたっては、会計帳簿に関する四三二条に基づく規則の規定の肥大化をはじめ、法律の定めと照応しておらず（逸脱して）、これこそ理解できないとしかいいようがない。

剰余金を総会決議によつて準備金増加に使用することができるとの旨の一般規定の創設は、準備金は、法律の定めによつて積み立てられるという法定準備金という原則を変更するものであるが（計算規則四九条・五一一条参照）、疑問である（特に利益準備金の増加を四四五条四項以外に認めるべきかどうかは、問題である）。資本金、準備金、その他の剰余金それぞれの意味を十分検討した結果の判断に基づくものかどうかは、極めて疑わしい（注9）。

（注9） 準備金については、まず、その

積立限度について資本金額を基準としたことが疑問だし（計算規則四五条一項一号で、資本金額の四分の一を基準とする制度が維持されている）、それにもかかわらず、四四五条四項の定めによる場合以外に、資本金の増加を選ばず、あえて準備金を増加するという選択を許す意味がどこにあるかは理解できない（資本金・準備金は債権者保護のための数額という意味をもつが、ことさら資本金額に連動する限度をもつ準備金にすることはその意味を薄める）。準備金の扱いに関する批判は、既に述べた。

剰余金は、株主に配当することができる（四五三条）。しかし、具体的に配当が可能な額は、四四六条の剰余金額ではなく、これに一定の計数を加減して計算する分配可能額である。上述のとおり自己株式取得と一緒にその限度が定められている（条文の位置に問題がある）。金銭以外の配当すなわち現物配当が認められる。株式、新株予約権、社債は、配当の対象にできない。無償割当て等の制度があり、特にこれを認めるべき実際の必要はないであろうが、自己株式・自己新株予約権の取得の対価として多様なものが認められていることからすれば、あえて排除する必要があったかどうかは、疑問で

ある（体系性・統一性からの疑問である。そもそもは現物配当として用いるニーズがあるものを、もっと限定して定めたほうがよかったと考えている）。

四五八条は、剰余金の配当に関する四五三条から四五七条までの規定は、純資産が三〇〇万円を下回る場合は、適用しない旨を定める。これも、分かりにくい。端的に分配規制上資本金三〇〇万円未満の場合は、これを三〇〇万円とみなすほうがずっと分かりやすい（もっとも、これは、資本金を控除項目にする配当（払戻）規制を前提にした話で、法務省令の剰余金計算の方法との整合性は、問題になる）。四五八条のような規定の仕方だと、四六一一条の自己株式取得についてはどうかとか、純資産額が三〇〇万円は上回っているが、配当後三〇〇万円を下回る場合はどうか、といった疑問が生ずる。

これについては、結局四六一一条の分配可能額の定めに依存することになるようである。すなわち、計算規則一八六条六号で三〇〇万円から分配可能額に算入することが許されない純資産項目（資本・準備金・新株予約権・評価・換算差額等）を控除

してなお差額ができるようなら、これを控除することになっている。この意味は、この差額が実額として生じない場合つまりこれらが合わせて三〇〇万円以上あれば、控除項目にはならない、ということである。資本金・準備金が三〇〇万円以上であれば、およそ問題はないが、本来は配当財源にならない新株予約権や評価・換算差額等があれば、この三〇〇万円の純資産額には入るといふことを意味する。

分配可能額をこのようなものとして算定することが、分配規制というものの考え方に合致するとは、考えられないが、ともかくそれが現行の法制の説明である。結局問題は、四五八条という規定が直に裸の純資産額（配当財源にすることがふさわしくないものを含む）を配当禁止の基準とすることと、分配可能額の算定方法双方のおかしさに帰着する（なお、会社法における純資産額という概念の問題点の一例として、本稿Ⅲ-1(2)a④（本誌二四九号一頁）参照）。

剰余金については、前記のとおり、資本・準備金への組入れ、配当に使用できるほか、株主総会決議によつて、損失の処理、任意積立金の

積立て等の剰余金に関する項目の金額を変動させることができる旨が定められている(四五二条)。これは、従来利益処分の内容とされてきたものである。

(4) 分配可能額

分配可能額は、まず、四四六条による剰余金額(四六一一条二項一号)に臨時計算書類(損益計算書)による利益と計算規則四四六条の規定によるその他資本剰余金増加の額(四六一一条二項二号イ、計算規則一八四一条)と臨時計算書類の損益計算書の対象期間(四四一条一項二号)内に処分した自己株式の対価(四六一一条二項二号ロ)を加える。

これから減ずる金額は、次のとおり。
①自己株式の帳簿価額(同項三号)、②最終の決算期後に処分した自己株式の対価(同項四号)、③臨時計算書類(損益計算書)による損失の額(同項五号、計算規則一八五一条)、④計算規則一八六条に定める勘定科目の合計額(注10)である。

この①は、現時点で株主に払い戻されている財産額を認識するもので、剰余金計算における四四六条六号に呼応する。②は、四四六条二号の剰余金増加を相殺するためのもの

である(分配可能な自己株式の処分益は、臨時計算書類による場合を含め決算つまり監査を経て認識されるべきものとされた)。③は、上記の四六一一条二項二号イ、計算規則一八四一条が臨時計算書類で利益が計上される場合であるのに対し、損失が計上される場合についての規定である。

(注10) ④の計算規則一八六条の定めも、複雑であって、理解が困難である(そもそも表現が明晰ではなく、もっと簡明に実質すなわち立法趣旨を規定すべきである)。一号から一〇号にわたる。うち一号から八号までは、控除項目であるが、九号と一〇号とは、控除項目の控除項目であるから、実質は加算項目である。

一号は、のれん等調整額がある場合についての定めである。ここでの「のれん」は、差額調整勘定であって、いわゆるゲッドウイルの意味ではない(負債としての計上も認められる)。計算規則二編二章二節に定める場合のみ計上が認められるものである(計算規則一一条)が、その内容が正当かどうかの検討は、私の能力を越える。のれん調整額は、資産の部に計上したのれんの額の半額と繰延資産の部に計上した額の合計額であるが、これと資本・準備金の額等との比較での一定額を控除金額とする。旧商法施行規則一二四一条(平成一四年改正前商法二九〇

条一項四号)と同趣旨の規制と解される。

二号は、その他有価証券評価差額がマイナスである場合にその額を控除項目とする。評価損は、まだ実現していないものではないが(評価益について、剰余金額に含まれないことに伴い、旧商法施行規則一二四一条三号の規制は廃止されている)、資産評価が減少している場合、その減少前の評価額に基づく額を配当可能額とするのは適当ではない。

三号は、土地再評価差額がマイナスの場合である。二号と同趣旨である。

四号は、連結配当規制適用会社の控除項目である。連結配当規制は、法律上の根拠なく、法務省令によって認められた制度である。連結配当規制適用会社は、計算書類の作成に際し、この四号の規定を適用する旨を定めた連結計算書類作成会社(計算規則二条三項七二号)である。これは、任意の選択による上乗せ規制であるが、連結計算による利益計算によつて単体の計算書類による配当を制約すること自体は、別におかしなことではない。しかし、そのような制度を法律の根拠なく設け、これを選択した会社について一定の法律効果を認めることは(しかも、その内容には大きな疑問がある)、省令だけでできることではない。この点については、改めて検討する。あえてその規制内容については、触れない。

五号は、複数の臨時計算書類を作成した場合には、その最終の臨時計算書類による損益及び計算規則四四六条による増加額のみ限定し、各臨時計算書類のそれが重複計上されることを避けるためのものである。

六号は、四五八条の規定の趣旨を実質化するための定めである。これについては、前に③本文で検討したとおりである。資本金を配当計算上の控除項目にして、これが三〇〇万円を下回る会社はその金額を三〇〇万円とみなす、伝統的な配当規制のほうがつつと分かりやすいにもかかわらず、このような複雑な規制を新設した理由は、理解できない。

七号は、臨時計算書類による決算期後の吸収型再編受入行為(計算規則二条三項三三三号)・特定募集(本条五号に定義がある)においてする自己株式の処分の対価の額を控除項目とする。これは、四六一一条二項二号ロによる加算を消滅するものであるが、後記の一〇号によつて、処分の対価全部が配当可能額に算入される。これは、四六一一条二項四号の思想と矛盾する、という疑問がある。改めて一〇号に関連して触れる。

八号は、決算を経していない「イ計算規則四四六条によるその他資本剰余金額」と「ロ自己株式の処分対価」を控除項目とするためのものである。決算期後の計算規則四四六条によるその他資本剰余金増加額の分配可能額算入については、臨時計算書類によるものが四

六一条二項二号イ・計算規則一八四条二号において定められているから、これに限定するための定めがイである。口は、未だ最初の事業年度を経過していない会社について、四六一条二項四号の規定の趣旨（前記②）を及ぼすための定めということになる。

九号は、決算期（臨時計算書類による決算を含む）後の自己株式を対価とする自己株式の取得の場合につき、対価とされた自己株式の帳簿価額相当額は、加算することになっている。条文上は、取得株式の帳簿価格（取得価格）からその他の財産の対価の合計額を控除した額という表現になっている。これは、その他の財産をも交付する場合を想定した定めで、自己株式以外の財産の交付がなければ、取得した自己株式の帳簿価額全額が加算される。自己株式以外の財産の流出がなければ、取得した株式の取得価額を分配可能額から減する必要はないとの考えによる。要するに自己株式が単純に他の自己株式に置き換わった場合には、分配可能額に変動はないはずである。その調整のための定めということになる。

一〇号は、七号に関して述べたとおり、吸収型再編受入行為と特定募集による自己株式による処分対価は、決算を経ていない、つまり監査等その確定の手続を経ていない場合においても、全額を分配可能額に算入する趣旨の定めである。これは、基本的な自己株式

の対価の分配可能額算入に関する法四六一条二項四号の思想に反するように思われる。法務省令でどこまでのことが定められるのか、を改めて考え直す必要がある。

(5) 法務省令による払戻規制のあり方

法律事項と省令事項との関係については、これまでしばしば触れてきた。会社法制定に際して、十分な検討がされず、省令委任のルールが確立されていない。直接に法律と国民とが向き合う私法に関しては、できる限り法律で規制することが望ましい。しかし、実際問題として、実質的な事項についても、相当程度省令に委ねる必要が認められる（それは、例えば計算関係については不可避である）。しかし、その場合でも、できる限り、その内容が妥当なものになるように配慮することが要請される（また、規定を分かりやすいものにしなけらばならない）。たとえば、そのための手続の整備が必要である。特に、法律による基本的な縛りが十分でない場合には、この点が極めて重要であるが、会社法は、その配慮が欠けている（その欠陥が現実の弊害として現れている）。そして、今回の会社法関係省令に

は、法律が予定していない事項まで定める、更には法律の趣旨に反することまで定めている点が多くみられる。資本金に関する扱いは、その一例であるが、払戻規制もこれまで述べてきたとおり、法律の定めを無視している点が多く見受けられる。

その一例として、ここでは連結配当規制の問題を取り上げる。連結配当規制（計算規則二条三項七二号）は、計算規則一八六条四号において定められたものである（注10）参照。これ自体は、そこでも述べたとおり上乗せ規制であり、単体の計算による配当可能額を連結計算により減少させるものであつて、株主に与えるものではない（株主の判断の問題である）。基本的には、配当政策の問題として、連結で利益が計上できない場合において、それでも連結計算会社での配当を強行するか、という問題にすぎない（有限责任の責任主体が別である以上、法律的には可能だが、場合によっては、著しく不当な配当として違法性を帯びることもあり得る）。しかるに、法務省令が、ことさらこのような上乗せ規制を定めたのは、次の二つの規制の適用排除を狙ったものと考えられ

る（注11）。

（注11） 相澤 哲Ⅱ郡谷大輔『分配可能額』新会社法関係法務省令の解説（別冊商事法務三〇〇号一八頁Ⅱ商事法務一七六七号四二頁）参照。立案担当者による説明の内容は、ここでも納得できるものではない。

その一つは、親会社株式の子会社による取得制限の問題である。これは、自己株式取得規制の脱法防止のためのもので、法一三五条は、一項でその原則的禁止を、二項でその例外（平成一七年改正前商法二二一条ノ二第一項二号に相当するもの）、三項では取得した株式の早期処分（金庫株としての保有禁止）を定められている。二項において法律上定められている例外は、事業全部の譲受け、合併その他の組織再編関係のものであるが、そこに法務省令で定める場合という例外が認められている。

その例外を定める規定が、施行規則二三条である。無償取得の場合（四号）とか、配当・組織再編・取得対価の柔軟化による場合（五号）ないし七号。会社以外の他の法人に関するものについては、どこまで省令で手当てすべきか、という問題はあ

採用された政策の横並びということであれば、やむを得ない) については、予想の範囲内である。

一号ないし三号は、組織再編行為による割当てを受ける場合、八号は、組織再編に伴う事前取得の定めであるが、いずれも組織再編対価の柔軟化(三角合併)を認める以上やむを得ない手当てということになる。一三号は、平成一七年改正前商法二二一条ノ二第一項二号に相当する包括規定である。

問題は、一、二号の連結配当規制の適用を受けている親会社の株式につき、他の子会社からの取得を許す旨の定めである。このような規制緩和は、およそ許されるべきものではない。これは、法律上の根拠がない連結配当規制を行うことによつて、他の子会社を親会社株式の受け皿とすることによつて無制限に親会社株式の保有を続け、都合のよい時期に適宜の手段で処分することができることを意味する。

自己株式の取得禁止は、何も資本の空洞化(分配規制の潜脱)の弊害だけに着目したものではない。自己株式取得には、経営者による会社経営の歪曲化、証券取引の不正といふ弊害があることは、明らかであ

る。そのため、自己株式の処分は、募集株式の発行等という新株発行と同じ手続で行うことが要求され、そのような規制のない子会社による親会社株式の取得については、相当の時期の処分が要求されている。その処分の受け皿として特に一六三条が子会社からの自己株式の取得について定めているのは、この分配規制の実質と株式の処分の公正を担保するための措置である。

それにもかかわらず、法律上の根拠がない連結配当規制(法律が予想しておらず、その内容の適正に関する担保もない財源規制)の適用があるというだけで、このような定めをすることが許されるはずはない。この施行規則二三条一二号は、明らかに法律に反する省令である。

二つめの効果は、債務超過子会社の吸収合併・吸収分割等においても、総会決議(もちろん決議の際に要求される説明)を要求するという法七九六条三項ただし書・七九五条二項の定めを排除する効果をもつ。これが、施行規則一九五条三項ないし五項である。これも、極めておかしい。第一に、これは省令で定めるべき内容ではない、という強い疑問がある。

この規則一九五条三項・四項の規定は、法七九五条二項一号の定めによるものとされ、この定めは、承継債務額・承継資産額の計算に関する省令委任である。それを受けて規則一九五条一項が承継債務額についての定め、二項が承継資産額についての定めである。しかるに、三項は、連結配当規制会社の子会社を吸収合併する場合については、その両者の額のいずれか高い額を資産額とし、四項は、吸収分割の場合について、同じ定めをしている。結局債務超過の場合には、承継債務が承継資産より多くても、差し引きゼロとなり、債務超過にはしない、ということにされている。この定めは法律関係の擬制でもなく、いわば白を黒とする事実のすり替えといふべき定めである。

五項は、法七九五条二項三号に基づくものであるが、株式交換完全子会社について差し引く債務額を連結配当規制会社の子会社の場合にはこれがいくらであつてもゼロとする。これも、省令委任の範囲にあるとは、考えられない。

実質論としても、この場合の株主総会の決議を省略すること自体が極めておかしい。債務超過会社を吸収

合併や吸収分割するということは、その債務の履行を引き受けるということであり、明らかに株主にとって是不利益である。しかし、経営政策上はあえてそれをすべき場合もあるし、実質的には株主に不利益が生じない場合もある。それを総会決議の際にきちんと説明して株主の判断を仰ぐというのが、法七九五条二項であり、簡易手続としての七九六条三項本文の適用を認めない同項ただし書の定めである。全体として連結配当規制の適用を受けているだけで、その法律の規制を免れることができるといふのは、およそ理屈が通らない。

連結配当規制を受けるかどうかは、前期の計算書類等の作成をする取締役限りで決定するものとされる。その旨は、注記表記載事項とされる(計算規則一九九条一項一四三三三)。開示はこれだけである。また、これについては監査役等の監査を受けることになつても、連結配当規制を受けること自体が不相当だとする判断は期待できないであろう(親会社株式の取得とか、総会決議の省略とかが不相当なのであつて、連結配当規制自体が不相当なわけではない)。継続性はな

い。これで、株主ひいては会社の保護が十分図られているといえるはずはない（法律の規制を排除する省令の根拠は、およそない）。

(6) 分配（配当）規制違反の行為の効果

この規制に違反した行為の効果、すなわち分配可能額がないのにした配当や自己株式の取得が無効かどうかについては、争いがある。立案担当者、四六一一条一項違反の行為は、有効であることを前提として規定したという（相澤 哲Ⅱ岩崎友彦『株式会社の計算等』新・会社法の解説（別冊商事法務二九五号）一三五頁Ⅱ商事法務一七四六号三九頁）。そして、四六三条一項が、四六一一条一項各号の行為につき「その効力を生じた日における」と定めているのは、その趣旨だと説明する。その実質的な根拠として、無効によって不当利得請求権が成立とした場合において、その行為が自己株式の取得である場合に当該自己株式の回復が同時履行の抗弁の対象となるのは、不当であるから、という。

しかし、これを不当とする理由はないと思われる。会社が自己株式を取得し、それが無効である場合に

は、これを会社の不当利得として返還すべきことは当然である（それが公平というものである。この返還が不能である場合は、解釈による）。

この抗弁は、もちろん元株主が主張できるだけで（連帯の効果の問題ではない）、取締役等の業務執行者が主張できるわけではなく、この者は、配当等として交付した金銭等の帳簿価格相当額の支払義務を負う（現物配当を一般的に認めたため、帳簿価額相当額という表現が用いられる。支払義務を履行したときは、反対給付として受けた自己株式に代位する）。四六一一条一項の規定がこの抗弁権を否定したものと解するのは、不当である。

分配可能額がないのにされた配当その他の四六一一条各号の行為は、総会決議や取締役（会）決議によって決定されるが、分配可能額がない場合のそれは、違法であり、無効である（八三〇条二項）。前述のとおり、取得請求権付株式の請求について一六六条一項ただし書が、取得条項付株式の取得について一七〇条五項が、それぞれ効力が生じない旨を定めている。

これらの場合との差異に関する説明もよく分からないが（なぜこれらの行為が四六二条の責任の対象にされないのかは、理解できない。後記(7)参照）、ともかく分配規制に違反して（分配可能額がないにもかかわらず）、分配規制に服すべき行為がされた場合は、その行為は無効と解すべきものである。だから、分配可能額を超えた額だけではなく、その配当等の全部が不当利得の問題になる。むしろ前記四六三条一項は、立法ミスと解すべきことになる。

(7) 責任の内容

a 四六一一条違反の場合

四六二条一項が、四六一一条一項の規定に違反して（分配可能額がないのに）同項各号に該当する行為をした場合につき、その交付した金銭等の帳簿価額に相当する金銭の支払義務を負う者について定める。まず、共通して連帯債務を負うのは、その金銭等の交付を受けた者つまり株主（自己株式の取得の場合は元株主）と当該行為に関する職務を行った者（具体的には計算規則一八七条が各号ごとに定める）である。四六一一条一項二号から四号、六号から八号に掲げる行為については、総会や取締役会への議案提案取締役も、連帯して責任を負うものとされる（四六二

条一項の各号列挙）。配当可能額を超えた配当等の行為がされたときは、その行為全体が無効になるから、配当可能額を超えた額だけではなく、その配当等の全部について責任を負う。

この業務執行者や議案提案取締役の責任は、無過失責任ではない。その職務を行うについて、注意を怠らなかつたことを証明したときは、責任を免れる（四六二条二項）。また、その責任は、債権者を害するものであるから、株主が免除することはできないが、分配可能額を限度とする責任免除は、総株主の同意でできる（同条三項）。この三項の規定は正当である（後述）。

四六三条は、株主が分配可能額を超えた配当等であることについて善意であるときは、業務執行者等からの求償に應じる義務はないが（一項）、この場合でも、債権者は、株主にその金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払わせることができる、と定める。

会社法制定前の商法二六六条ノ二と二九〇条二項とを合体したものであるが、法四六二条一項で株主の責任と業務執行者等の責任とが連帯債務とされていることとの関係は、必

ずしも明らかではない。これは、旧法でも問題であった（特に旧法に關しては、違法配当に關する取締役の責任は無過失責任とするのが通説であったから、無過失の取締役の責任と株主の不当利得返還責任とどちらを優先させるか、その均衡が問題であった）。

会社法では、業務執行者等の責任は過失責任とされたから、業務執行者等が、善意の株主に先立つて責任を負うべきだと解釈しやすくなったかもしれない。しかし、四六二条の規定ぶりからは、会社からの請求に対して、株主がそのような抗弁が出せるとは考えにくい。零細な株主については、請求が後回しにされる結果として、一項の適用が生ずると考えるべきであろうか。

二項は、債権者代位権（民法四二三条）との關係が問題になる（無資力要件は要しない趣旨で、債権者への直接給付は求めることができることは判例理論によるというのが、立案担当者の見解であるが、特則としての定め）の文言からは、会社への支払のみが求められる趣旨と解する余地があるように思われる。

b 一六六条一項ただし書・一七〇条五項の場合

前述のとおり、取得請求権付株式の取得請求（一六六条一項ただし書）、取得条項付株式の取得（一七〇条五項）の場合も、分配可能額を超える純資産がないときは、取得の効力が生じないことにされているが、四六一條、四六二條の規定の對象外である（無効として、後の処理は解釈によるとする）。この取扱いの理由（四六一條の行為と區別する理由）も理解できない。

立案担当者は、株式の内容があらかじめ定められており、取締役等の職務執行と無關係に株式の取得が生じることから、取締役に四六二條による責任を負わせることが適當でない場合があるため、と説明する（相澤 哲Ⅱ岩崎友彦『株式会社の計算等』新・会社法の解説（別冊商事法務二九五号）一三五頁Ⅱ商事法務一七四六号三九頁）。しかし、法律の規定からいって、この場合には、取締役等の業務執行者は、当然に分配可能額の存否を確認する義務を負う。他方で、無効である請求等に從う義務はない。その責務を怠つた場合にそれによる財産流失の責任を負わせないのが適當だという理屈は考えられない（しかも、四六二條の責任は無過失責任ではなく、過失

責任であるから、過失がなければ免責される）。

c 買取請求に応じて株式を取得した場合

四六四條一項は、定款変更の場合の反対株主の買取請求についてのみ、分配可能額を超えて取得対価の支払（払戻し）をした業務執行者について、無過失の立証ができない限り、超過額の支払義務を負うものとしている。このような反対が見込まれる場合には、その行為（ここでは定款変更）をしないという選択をすることが、業務執行者には求められることになる。しかし、この場合のみ、他の買取請求、たとえば組織再編の場合と差別する理由はない（注12）。本来は、もっときめ細かく横並びについても検討する必要があつた。

（注12）立案担当者の説明（相澤 哲Ⅱ岩崎友彦『株式会社法の計算等』新・会社法の解説（別冊商事法務二九五号）一三六頁Ⅱ商事法務一七四六号四〇頁）によれば、単元未満株式の買取請求については、取締役の関与なく当初から株主の権利として買取請求権が与えられているからという理由、組織再編行為については、株主の多数が賛成しているのに取締役等に責任を負わせることは妥当でないという理由が挙げ

られている。しかし、株主に権利として与えられていても、財源規制をすることはできる（前記bの一六六條一項ただし書・一七〇條五項に關する記述参照）。買取請求が認められる組織再編行為でも總會決議がない場合（七八五條二項二号・七九七條二項二号等）もある。およそ理由にならない。むしろ問題は、組織再編等の局面での買取請求によって取得した自己株式（企業金融の一環としての会社資金の一時的払戻しの性格はない）についても、一律に早期の処分義務を課さず（この点は、市場売却を許さないことも関連する）、金庫株としての保有を認めたこと（分配可能額を超えた払戻しかどうかを問わない）、買取請求を認めることを代償にして、少数株主の反対を抑圧できる場合を拡大したことにある（前掲（注2）参照）。

なお、単元未満株式の買取請求についても、単元の数が自由化されたことにより、量的に少ないという前提が失われ、かつ早期処分義務が無くなったことにより、かつての単位株制度におけるそれとは変質した可能性がある。

なお、この責任は、総株主の同意で免除できる（四六四條二項）。しかし、分配可能額を超えた払戻しに關する責任は、株主のためのものではなく、債権者のためのものはずである。これを株主の同意で免除で

きるとするのは、四六二条三項の定めと矛盾するように思われる（これを認めるのなら、株主がその欠損額を自ら填補すべきものである）。もつとも、この四六四条の責任は、自己株式取得による責任であるから、残された他の株主（ひいては会社）のための責任と考える余地はあるかもしれない。四六三条二項のような規定はなく、株主による代表訴訟（八四七条）の適用はあるから、保護法益をどう考えているのかは、問題が残る。

d 欠損が生じた場合

四六一条一項各号の行為と取得請求権付株式の取得（二六七条一項）・取得条項付株式の取得（一七〇条一項）の場合について、次の計算書類の承認時に分配可能額がマイナス（不足）になる状況が生じたときは、当該行為に関する職務を行った業務執行者は、連帯して、当該不足額と払戻しをした総額とのいずれか少ない額の支払義務を負うこととされている（四六五条一項）。ここでは、取得請求権付株式と取得条項付株式との取得の場合と四六一条一項各号の行為とが、同じに扱われている。会社法による改正前商法二一〇条ノ二第二項・二九三条ノ五第五

項に相当する。なお、定時総会時の配当、減資・減準備金に伴う払戻しについては、この責任の対象外である（会社法制定前からの扱いである）。

この責任についても、総株主の同意による責任免除を認めること（四六五条二項）には、疑問が残る。確かに、旧法下でも、二一〇条ノ二第三項・二九三条ノ五第七項で、旧商法二六六条五項を準用していたところだが、これにも疑問があった。そもそもは二六六条一項一号の責任も五項による責任免除の対象だということから、これらの準用が十分な検討なしで規定されたのではないか、という疑いがある。他方会社法では、この問題（二六六条一項一号の責任を同条五項によつて免除できるという解釈だったのか）については、四六二条三項で手当てがされている（注13）。

（注13） 旧商法二六六条五項は、同条一項各号の責任すべてについての免除規定であった。したがって、その規定が及ぶ範囲については、解釈の余地があった。その会社法における手当てが、四六二条三項である。しかし、その趣旨は、四六四条・四六五条では、明確に否定されている。四六四条二項や四六五条二項のような規定が麗々し

く定められると、これを否定する解釈が難しくなる（もちろん、旧二一〇条ノ二第三項等の制定についても、同じ問題があった）。自己株式の取得については、四六四条の責任について論じたとおり、残された株主の保護の趣旨と考えられないわけではないが、配当については、株主が自分の受けた配当の利得はそのまま取締役等の責任を追及できるというのも、あまり釈然としない。債権者を害するような債務免除も許されるのかという疑問については、債権者との関係では、責任免除に対する債権者取消権の行使の問題として解決するという解釈で落ち着くのもかもしれないが、どうしても四六二条三項の定めとの平仄の問題は残るよう思われる。

五 計算の適正とその開示

計算の適正確保とそれに基づく会社の財産状況・経営成績（計算）の開示は、債権者のリスク判断のための基礎的な前提であり、有限責任を認める条件として極めて重要である。責任財産の確保という目的の最低資本金制度および剰余金払戻規制と並ぶ、車の両輪の一つというべきものである。しかし、最近では、こちらのほうが重要だという考え方が強まってきている。欧米でのすう勢でもある。

会社法では、この点については、退歩はしていないと思われるが、目立った改善が行われたというわけでもない。計算の適正に関しては、会社の自発的意思によつて、これを確保するための措置を執ることができ余地は拡大された。大会社以外であっても、会計監査人監査を受けることができ（三二六条二項）、中小会社において、公認会計士・税理士という会計に関する有資格者である会計参与（三三四条・三七四条）の制度の利用という選択もできることになった（もつとも、旧法下でも、監査役に会計資格者を充てることはできた）。

しかし、会計監査人設置を強制する会社の範囲は、全然拡大されていない（注14）。会計に関する内部統制システムの監査から会計監査人が排除されているというのは、大会社に關しての大きな制度的欠陥である。計算に関する法規制ひいては適正な会計処理の本身が、分かりにくいことも、大きな問題点である。公正な会計慣行に委ねる面が大きい（四三一条、計算規則三条）、その内容は必ずしも明確でない（その認識には、担当者には会計知識が必要であるが、その確保の仕組みは整備されて

いない)。また、会社法に基づく会社
社計算規則の内容も、問題だらけで
ある。

(注14) ヒトは、安易を好む。計算の適
正は、たとえば、会社が経営の失敗に
よる劣悪な財産状況を覆い隠すことが
できなくなることを意味する。しか
も、相応のコストがかかる。このよう
なことを会社の経営者が自発的に行う
ことを期待することは無理である。し
かし、社会的な不正を防止するため
には、社会経済的にみて重要な企業に
ついての透明性の確保は重要であり、
計算の適正・開示も、その一環とし
て、企業が嫌がってもこれを励行して
もらう必要がある。最近話題になっ
ている政治とカネの問題において、政治
家本人の自発性に任せておいてうまく
いくはずがないのと、同じである。

その上、その強制の重要な基準と
される資本について、これを蔑ろに
する傾向が顕著である。会計参与
も、計算の適正確保にとって一定の
効果はもつと考えられるが、その設
置が強制されることはない。取締役
会・監査役の設置が強制されていた
旧株式会社についても、全株譲渡制
限(閉鎖性)の会社に対しては強制
されなくなっているから、この点で
は後退している。会計についての能
力がない会計監査のみを行う監査役
の制度も温存されている。これらの

諸点については、既に述べた。

計算の開示については、有限会社
を統合した株式会社全部(有価証券報
告書提出会社を除く。有価証券報
告書はEDINET等によって開示
される)について、貸借対照表(大
会社については貸借対照表と損益計
算書)の公告を義務付けているが
(四四〇条)、その励行を確保する措
置は、全く採用されていない(注
15)。

(注15) 貸借対照表の公告は、有限会社
については、最低資本金制度を廃止し
た代償の意味をもつと考えられるが、
問題は、その形骸化を防止するための
措置である。会社法制定前も、株式会
社については、同じ規制があったが、
実際には励行されず、法の形骸化が顕
著であった。その励行確保の手段とし
て、従前の改正作業のなかで、EU諸
国で行われている商業登記所における
計算開示の制度の実施が模索されてき
た。しかし、会社や行政のコスト負担
の問題から、その実現はできなかつ
た。ITの進展により、公告自体につ
いては、ウェブ開示が低コストで容易
にできるようになり、コスト面での問
題は解決したといつてよい。しかし、
計算開示が、株式会社形態で事業を営
む者の責務であるとの認識は、必ずし
もいきわたってはいない。その状況
で、単に法律で義務付けただけでは、

それが形骸化することは目に見えてい
た。それにもかかわらず、形式的な制
度だけを作って辻褃合わせだけをした
という感じは拭えない。たとえば、公
告したことの届出義務を認め、その公
告アドレスや公告紙と掲載日を一定の
ウェブサイトで公示し、その公告を履
行しない者や虚偽の届出をした者につ
いて、過料の制裁を課す余地(実際の
運用としては、事業規模に応じて段階
的に考えるべきである)を認める等の
ことは、検討に値するであろう(電子
公告調査を行う必要まではないと考え
られる)。

つまり、計算開示としての貸借対
照表等の公告については、ウェブ開
示によることが認められたから(九
三〇条一項三号・四四〇条三項、計
算規則一七五条)、その意思さえあ
れば、その開示コストは、そう大き
いものではない。問題は、会社の意
思である。

六 合同会社

合同会社は、有限責任の社員に
よって構成される会社(物的会社)
であるが、それにもかかわらず、こ
の有限責任を認めるための条件(責
任財産の確保・分別管理と計算の適
正・開示)という観点は、制度上ほ
んど考慮されていない。資本計算

の規定もなく、資本充実のための配
慮もない。その計算の開示は、会社
における計算書類の開示(六二五
条)だけであるが、これが実効的で
ないことは、これまでの経験が示す
ところである。計算適正のための措
置(監査等)も、何ら講じられてい
ない。結局は、持分会社に共通の業
務執行社員の責任(五九六条・五九
七条)や法人格否認の法理に頼るほ
かない。

会社と関係をもとうとする者は、
自衛するほかないが、それを期待す
ることができるとかが、問題で
ある。内部関係の自由化・柔軟化を
認めることはよいが、外部関係につ
いては、それなりの節度が要求され
るべきである。特に大規模事業を営
む場合には、その事業遂行の厳格化
が重要であるが、その配慮もされて
いない(大会社の外部監査等)。組
織再編での扱いも、およそ整理され
ていない(有限責任という問題の存
在や株式会社制度との整合性に関す
る意識がなく、これに関する検討
は、全くされていないようにみえ
る)。このような会社類型を認める
ことには、日本社会の伝統的なあり
方からすれば、大きな問題があると
思われる。